○大阪府議会個人情報の取扱い及び管理に関する要綱

**第１章　総則**

（目的）

第１条　この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年大阪府条例第81号。以下「条例」という。）及び大阪府議会個人情報の安全管理に関する基本方針に基づき、大阪府議会（以下「議会」という。）における個人情報の取扱いについて必要な事項を定め、個人情報取扱事務の適正な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、番号法及び条例の定めるところによる。

**第２章　管理体制等**

（管理体制）

第３条　議会が保有する個人情報の保護に関する企画及び総合調整を行うため、個人情報取扱事務統括者（以下「統括者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

２　議会における個人情報取扱事務の適正な執行を図るため、事務局に個人情報取扱事務総括者（以下「総括者」という。）を置き、次長をもって充てる。

３　総括者の事務を補助させるため、総務課に個人情報取扱事務補助者（以下「補助者」という。）を置き、総括者が指定する課長補佐又はこれに準ずる者をもって充てる。

４　課における個人情報取扱事務の適正な執行を図るため、課に個人情報取扱事務管理者（以下「管理者」という。）を置き、課長をもって充てる。

５　管理者の事務を補助させるため、課に個人情報取扱事務主任者（以下「主任者」という。）を置き、管理者が指定する課長補佐又はこれに準ずる者をもって充てる。

６　個人情報の管理状況に係る監査を行うため、監査責任者を置き、総務課長をもって充てる。

（情報漏えい等時における対応体制等の整備）

第４条　管理者は、課において保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制及び個人情報に関する法令、条例、要綱等に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡の体制及び手順等の整備を行う。

**第３章　個人情報の適正管理等**

（職員の責務）

第５条　個人情報取扱事務の担当職員（以下「担当職員」という。）は、法令、条例、要綱等及び総括者、補助者、管理者、主任者その他上司の指示により、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（取扱区域）

第６条　管理者は、個人情報取扱事務を実施する区域を明確にするなど物理的な安全管理措置を講ずる。

（個人情報の取扱いにおける法等の確認等）

第７条　課において、新たに個人情報の保有、利用及び提供の事務を行おうとするときは、担当職員及び主任者は、個人情報の取扱いが条例第５条（個人情報の保有の制限等）、条例第13条（利用及び提供の制限）等の内容に適合することを確認しなければならない。また、取り扱う個人情報が特定個人情報に当たる場合にあっては、条例のほか、番号法第９条（利用範囲）、第15条（提供の求めの制限）、第19条（特定個人情報の提供の制限）、第20条（収集等の制限）、及び第29条（特定個人情報ファイルの作成の制限）等の各規定に適合することを確認しなければならない。

（個人情報取扱事務等の明確化等）

第８条　管理者は、個人情報取扱事務を行うに当たっては、個人情報取扱事務の範囲、当該事務において取り扱う個人情報の範囲、当該事務の担当職員を明確にしておかなければならない。なお当該個人情報にアクセスする権限を有する担当職員の範囲と権限の内容については、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該担当職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

２　アクセス権限を有しない職員は、個人情報にアクセスしてはならない。また、アクセス権限を有する職員であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない

３　個人情報を複数の課において取り扱う場合は、当該個人情報を取り扱う課の管理者間において、その分担及び責任の明確化を図る。

（個人情報取扱事務登録簿）

第９条　課において、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、条例第４条に基づき、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　課において、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

３　登録簿の登録又は変更を行ったときは、登録簿の写しを添付し、総括者を通じて統括者へ通知する。個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を総括者を通じて統括者に通知する。

（適正管理）

第10条　担当職員は、個人情報取扱事務において収集した個人情報の適切な管理を行うため、個人情報が記録された公文書及び公文書が記録された電磁的記録媒体を管理者が定めた原則施錠可能な保管庫等で保管しなければならない。特に、特定個人情報及び条例第２条第３項に規定する要配慮個人情報が記録された公文書については、厳重に保管しなければならない。

２　管理者は、前項の保管庫等について、職員のみが立ち入ることのできる区域に設置する。

３　管理者は、保有する個人情報について、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

４　担当職員は、個人情報の送付、送信、複製、持出し等を行う場合にあっては、管理者の指示に従い、適正に行う。なお、特定個人情報を議会以外の機関へ送信する場合は、番号法第19条の規定に基づくものであることを確認しなければならない。

５　管理者は、課における個人情報取扱事務に応じて、具体的な個人情報の取扱方法を整備し、また、個人情報の利用及び保管等の取扱状況を記録する。

（保有個人情報の提供）

第11条　管理者は、条例第13条第２項第３号及び第４号の規定に基づき、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、条例第14条の規定により、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について、提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。

２　管理者は、条例第13条第２項第３号及び第４号の規定に基づき、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、条例第14条の規定により、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。

３　管理者は、条例第13条第２項第３号の規定に基づき、他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、条例第14条の規定により、前２項に規定する措置を講ずる。

（廃棄）

第12条　個人情報又は個人情報が記録されている媒体が不要となった場合には、所定の手続に則り、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

（点検及び監査）

第13条　管理者は、課が保有する個人情報が記録されている媒体、処理経路、保管方法等について定期に又は随時に（特定個人情報を取り扱う事務にあっては定期に及び必要に応じ随時に）点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括者に報告する。

２　総括者は、事務局が保有する個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に（特定個人情報を取り扱う事務にあっては定期に及び必要に応じ随時に）監査を行う。なお、総括者は、事務局における個人情報の管理状況に応じて、あらかじめ監査対象課以外の課から指定した職員に、監査をさせ、その結果を総括者へ報告させることができる。

３　管理者、総括者等は、第１項の点検及び前項の監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、個人情報の取扱いについて必要な見直し等の措置を講じる。

第４章　その他

（研修の実施）

第14条　総括者及び管理者は、担当職員等に対し、個人情報の適正な取扱いのために必要な研修を実施する。

（業務の委託）

第15条　個人情報取扱事務を事業者に委託する場合は、大阪府の個人情報取扱事務委託基準の例により、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

（情報漏えい等への対応）

第16条　担当職員は、情報漏えい等の事案の発生若しくは兆候を把握した場合、又は、個人情報に関する法令、条例、要綱等に違反している事実若しくは兆候を把握した場合は、直ちに上司、管理者及び主任者に報告する。

２　前項の規定により報告を受けた管理者及び主任者は、直ちに、総括者、補助者及び統括者に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧、情報漏えい等の対象となった本人への対応等のための必要な措置を講じ、また、情報漏えい等に係る事実関係の調査、原因の分析、影響範囲の特定並びに再発防止策の策定及び実施（以下「事実関係の調査等」という。）を行う。

３　前項の規定により報告を受けた総括者及び補助者は、前項に規定する管理者及び主任者が講じる措置及び事実関係の調査等に係る指示、支援等を行う。

４　第２項の規定により報告を受けた総括者は、情報漏えい等に係る内容等に関して議長等へ報告する。

５　管理者は、漏えい等の事案の内容、影響等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止の観点から、速やかに、本人に連絡等を行うとともに情報漏えい等に係る事実関係、再発防止策等について公表を行う。

６　統括者は、特定個人情報の漏えい等に関して、個人情報保護委員会へ必要な報告を行う。

７　個人情報取扱事務を委託する事業者において情報漏えい等が発生した場合は、第１項から前項までの取扱いに準じて適切に対応するとともに、当該事業者に対して、個人情報の適正管理に関しての指導を行い、また、事実関係、再発防止策等が記載された報告書の提出を求める。

（継続的改善）

第17条　当該要綱は、継続的に見直し、その改善に努める。

附　則

　この要綱は、平成28年１月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成29年３月22日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成30年２月14日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。